

第3章 焦点となった法案・課題への対応

衆参正副議長の下、立法府の総意をとりまとめ

1 天皇の退位等に関する 皇室典範特例法案

民進党としての「論点整理」をとりまとめ

民進党は、皇位継承等について、有識者の知見も踏まえ、基本的な考え方を明らかにすることを目的として皇位検討委員会を設置した。平成28年8月8日の「天皇陛下のおことば」が、「国民の理解を得られることを、切に願っています」と締めくくられていることを重く受け止め、議論の起点とした。皇室典範本則を改正し、「天皇は、皇嗣が成年に達しているときは、意思に基づき、皇室会議の議により、退位できる」旨の規定を設けるべき等との考え方をまとめた。

12月21日、以上の内容を柱とした「皇位継承等に関する論点整理」が党常任幹事会で了承された。

衆参正副議長の下で立法府の総意がまとまる

衆参正副議長の下に、各党・各会派が参加する全体会議が開催され、議論が行われた。

各党・各会派が歩み寄り、平成29年3月17日、民進党の主張も反映する形で『「天皇の退位等」についての立法府の対応』に関する衆参正副議長による議論のとりまとめが成案となった。

今上天皇が退位できるよう皇室典範の特例法で規定するが、民進党の主張に沿う形で、①陛下の「お気持ち」に触れ、「おことば」にある御意思をくみとれたこと、②附則で特例法は皇室典範と一体と記すこと、③一般的な事象として「天皇の退位」を明記したこと、④将来の先例となることを明らかにしたこと、⑤皇室会議の関与を協議事項としたこと、⑥「安定的な皇位継承を確保するための女性宮家の創設等」と明記し、附帯決議の項目としたこと、⑦政府に骨子の事前提示

を求めたこと等の成果が得られた。

正副議長とりまとめに沿った政府案が成立

正副議長とりまとめに沿い、政府は193回通常国会の平成29年5月19日に「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」を提出した。①今上陛下が退位し、直ちに皇太子殿下が天皇に即位する、②退位後の天皇の呼称は「上皇」、皇后は「上皇后」、敬称は「陛下」とする、③皇嗣たる秋篠宮殿下の処遇は秋篠宮家を維持し、予算は「皇族費」から3倍の額を支給する、④施行日は、皇室会議の意見を聞き、3年以内の範囲で政令で定めること等が規定されていた。

同法案は衆議院議院運営委員会、参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会で審議された。「将来の先例となり得る」、「遅滞なく施行する」等の答弁を得た。衆参両院の附帯決議には正副議長とりまとめおよび民進党の主張に沿う「女性宮家の創設等」という文言が入った。同法案は民進党等が賛成し、6月9日に成立した。

党内では、正副議長とりまとめは全議員懇談会さらに常任幹事会、法案対応は皇位検討委員会・内閣部門での議論を経て、『次の内閣』にて決定した。

憲法が「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と定めていることにふさわしく、衆参正副議長による立法府の総意となるとりまとめが行われ、これを受けて政府が提出した法案が成立したことは大きな意義があり、憲政史上に残る成果となった。